

在韓被爆者支援問題
(在韓被爆者支援特別基金拠出金)

平成2年7月
北東アジア課

1. 在韓被爆者の現状・問題点

韓国国内には、広島・長崎で被爆し、その後帰国した者が多数存在。(登録者数90年5月現在2,073名、被爆者協会推定20,000名、保険社会部推定5,000-10,000名)

これら在韓被爆者対策として、韓国政府は、原爆診療所の設置・運営、国内診療事業(医療費一部補助)、渡日治療等を実施してきたが、極めて不十分であり、被爆者側より、抜本的な対策強化を要望。

2. 経緯

- (1) 60年代後半より韓国国内で問題化。70年代後半より、日韓政府間で話し合い。
- (2) 81-86年渡日治療実施。(349名)
- (3) 87年11月、民主化を背景に、韓国被爆者協会より日本政府に対し、23億ドルの損害補償と原爆病院の建設を要求。
- (4) 同11月、盧泰愚大統領候補(当時)が大統領になれば日本との間で本問題を必ず質していく旨公約。
- (5) 平成元年度予算において4,200万円計上(二年度も同額計上:大韓赤十字社に拠出、治療費・健康診断費等を支援。)
- (6) 90年初頃より、韓国政府は、大統領訪日時までに本件を最終決着すべき旨要望。

3. 我が方基本的立場・支援の必要性

- (1) 法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定で決着済み。
(よって補償・賠償要求に応じる立場になし)
- (2) また、第一義的には韓国政府が国内問題として処理すべき問題。
- (3) しかし、本問題の背景にある特殊な歴史的経緯及び被爆の特殊性に鑑み、人道的観点及び福祉向上の観点から、日本政府としても、誠意をもって対応。
- (4) 盧泰愚大統領訪日を契機に、日韓間の過去に起因する問題(三世、被爆、セハリン)を決着させ、両国関係を未来志向的な関係に高めるため、本件の抜本的解決を図ることが不可欠。

4. 首脳会談（5月24日）でのやり取り

（総理）在韓被爆者問題につき、貴国において多くの被爆者の方々が後遺症等に苦しんでおられることは、誠に気の毒に思う。在韓被爆者問題の背景にある歴史的経緯及び被爆の特殊性に鑑み、人道的観点及び福祉向上の観点から、本問題を決着させるべく、韓国側が行う被爆者対策に対し、医療面で今後総額40億円程度の支援を行っていくこととしたいと考えている。その具体的中身については、今後事務レベルで検討させたい。

（大統領）37年に被爆者の代表に会ったことがあるが、その痛ましい環境に骨身の痛み思いをした。日本側の心温まる配慮を嬉しく思う。

5. 具体的支援内容

（1）韓国政府の支援計画

（イ）健康福祉センターの設立—被爆者の老後、健康及び生活安定を図るため全国7カ所に設立し、これを運営。（韓国側が土地を準備、運営に責任。日本側は建設費・施設整備費を支援。）

（ロ）健康診断・治療の抜本的拡充—一部日本側支援。

（2）我が方支援内容（韓国政府の計画を支援）

（イ）上記センター建設費・施設整備費及び健康診断・治療費支援を内容として総額約40億円支援。

（ロ）二年度に分けて拠出。三年度は、センター建設費、三年度の治療費等支援を中心に約20億円要求。（韓国側は一括拠出を強く要請、少なくとも現政権中（—92年）に拠出する要あり。）

（ハ）経済協力国際機関等拠出金、大韓赤十字社に拠出。（既に受け皿あり）

（ニ）全額ODA（韓国はODA対象国。本件支援は、人道的観点・福祉向上観点からなされる一種の医療協力であり、ODAとして相応しいもの。）

（注）1）ODAは、4月1日の閣議決定に基づき、ODAとして相応しいもの。